

2016年5月特集号

5月は消費者月間です。昭和43年5月に「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が施行されたことにちなみ、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

以下に消費生活センターに多く寄せられるトラブルをご紹介します。

【インターネット通信サービス】

●電話で現在利用している電話会社の名前を挙げ、光通信サービスを勧誘された。今利用しているサービスの別のコースだと思い契約した。後から他社のサービスであることがわかった。

⇒突然電話がかかってきて多くの情報を耳にしても冷静な判断ができません。案内されたサービスに興味がある場合は、急いで契約せず、資料を取り寄せるなどしてまずは、情報を集めましょう。通信サービスの場合、家族一人ひとりの通信環境に関わってきます。家族会議を開き、慎重に判断しましょう。

【通信販売詐欺】

●インターネットで格安のブランド物の財布を見つけたので注文した。代金を振り込んだのに商品が届かない。メールで問い合わせたが一向に返事がない。業者の住所、電話番号はどこにも記載されていない。

⇒振込先の金融機関に状況を伝え、警察にも届けましょう。ほとんどの場合、被害回復が難しいと思われます。「会社情報（住所、電話番号）がない、正規販売店より大幅に安い、日本語が不自然、支払い方法が銀行振り込み前払いのみ」などが悪質サイトの特徴です。SNSの広告から誘導されるケースもあるようです。被害にあわないように取引前に信頼できる業者かどうかよく確かめましょう。※消費者庁のホームページ上で悪質サイトを公開しています。

【排水管、トイレなど水回りの工事】

●業者が訪問し「高圧洗浄が10,000円」と言うので頼んだら、「洗浄より設備を取り換えたほうが良い。」と高額な工事を勧められた。

⇒高額な工事を提案されたら、すぐに契約しないで他社からも見積もりを取るなどして慎重に比較検討しましょう。業者が契約を急がせるのも要注意です。業者が突然訪問して契約した場合、クーリング・オフができる可能性があります。あきらめずに消費生活センターにご相談ください。

●トイレが詰まったので慌ててインターネットで業者を探し、電話した。すぐに来て直してくれたが高額な費用を請求された。

⇒できるだけ電話で費用の概算を把握し、必ず工事前に見積もりをとりましょう。高額な場合はすぐに契約せず、他社と比較するなどして納得してから契約しましょう。

【賃貸アパートなどの原状回復】

●アパートを退去したら、敷金が戻ってこないばかりか高額な原状回復費用を請求された。

⇒退去の際、精算書を受け取ったら、まず契約書に記載のある退去の際のルールに沿って

いるか検証し、納得できない部分があれば、国土交通省が公表している「原状回復のガイドライン」を参考に管理会社や貸主と話し合ってみましょう。

【架空請求・ワンクリック請求】

●スマートフォンに「有料動画サイトの利用料金が未納。身辺調査を開始する。」という覚えのないメールを受信した。

⇒覚えがなければ業者に電話したり、リンク先を開いたりせずにこのまま様子を見ましょう。同様のメールを何回も受信するようなら着信拒否などを利用しましょう。

●無料のアダルトサイトで「18歳以上ですか？」との問いかけに「はい」をクリックしたところ「登録完了。99,800円を3日以内に振り込むように。」と表示された。

⇒支払わず、業者と連絡を取らずにこのまま様子を見ましょう。パソコンなどに請求画面が表示され、消すことができない場合は（独）情報処理推進機構のホームページを参照してください。最近は「調査会社」や「弁護士」を名乗るバナー広告が貼り付けられており、「有料の解約手続き」を誘導する二次被害的な事例が見られます。ご注意ください。

そのほかリフォーム工事やマルチ商法などの相談も寄せられています。気がかりなことがありましたらまずは消費生活センターにご相談ください。

四街道市消費生活センター	相談専用電話	043-422-2155
	月～金曜日	9:00～16:00（祝祭日等除く）
	第1・第3土曜日	上記時間で電話相談のみ